

# 館山市防犯灯LED化業務

## 公募型プロポーザル実施要領

平成29年7月  
館山市 総合政策部 社会安全課

### 1. 趣旨

本業務は、館山市（以下「本市」という。）が、「館山市防犯灯LED化事業実施要綱」に基づき、町内会等に対してLED防犯灯機器を無償貸与することにより、市内の安心・安全な環境整備の推進、二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化の防止及び町内会等の防犯灯維持管理費用の負担軽減に取り組むものである。

今回のプロポーザル方式による募集は、LED防犯灯機器のリース業務に関して、町内会等に貸与する機器の円滑かつ確実な納品方法及びリース期間中において町内会等が負担することとなる維持管理費の軽減等に関する提案を受け、本市にとって最も優れている提案を選定することを目的に、「館山市防犯灯LED化業務」提案者の募集を行うものである。

なお、最も優れている提案を行ったとして選定された応募者（以下「最優秀提案者」という。）を契約予定者として、「防犯灯LED化業務」について、本市との協議・調整を行い、その合意を経て契約を締結することにより、当該業務を実施するものとする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務の名称及び概要

##### 館山市防犯灯LED化業務

町内会等が管理する防犯灯のうち、LED化していないものを対象として、リース方式により本市が調達したLED防犯灯機器（以下「リース機器」という。）を、町内会等に対して無償貸与するとともに、当該機器の長期保証を行うものである。

なお、リース機器については、町内会等に貸与した後、その取付工事及び維持管理を町内会等がその負担により行うものである。

（別紙「館山市防犯灯LED化業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり）

#### (2) 業務実施場所

千葉県館山市全域（リース機器の貸与対象地域）

#### (3) リース機器の規格及び数量

LED防犯灯 4,860灯（電気料金区分：10VA）

#### (4) 契約上限額

25,195,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この契約上限額は、提案する事業内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、契約額はこの金額を超えないものである。

#### (5) 業務スケジュール（予定）

現段階における業務のスケジュールは以下のとおりである。なお、契約予定者との協議により変更することがある。

契約締結：平成29年9月上旬

業務期間：契約締結の日から平成39年11月30日まで

リース機器の納品期限

平成29年度納品分：平成29年10月中に納品を開始し、11月30日まで

平成30年度納品分：平成30年6月30日まで

平成31年度納品分：平成31年6月30日まで

機器のリース期間

平成29年度納品分：平成29年12月1日から平成39年11月30日まで

平成30年度納品分：平成30年7月1日から平成39年11月30日まで

平成31年度納品分：平成31年7月1日から平成39年11月30日まで

### 3. 参加資格要件

#### (1) 応募者

- ① 応募者は、業務を遂行することができる能力を有する単独企業又は複数企業により構成され業務分担により業務を遂行する者（以下「グループ事業者」という。）とする。
- ② グループ事業者の場合は、その構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ③ グループ事業者の場合は、その代表者を構成員の中から1者選定するものとし、その者が本市との連絡窓口となり、この公募に係る提案等に必要な諸手続を行うほか、最優秀提案者として契約予定者となった場合は、契約等に係る諸手続を行うものとする。その他の構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。

#### (2) 応募者の資格要件

応募者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

なお、応募者が、契約締結までの間に、以下の要件の1以上を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- ① 応募者（グループ事業者の場合には、代表者及び構成員）が、館山市入札参加適格者名簿に登録されていること。

なお、当該名簿に未登録の者にあつては、以下の書類を提出し、本市担当者の確認を受けることによって、当該名簿への登録に代えることができる。（審査の結果、最優秀提案者として契約予定者となった場合には、当該名簿への登録手続を行うこと。）

ア 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書

ウ 印鑑証明書

エ 納税証明書（国税）

・ 法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・ 個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

オ 納税証明書（千葉県税）

千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

カ 市税完納証明

キ 財務諸表

ク その他プロポーザル方式の実施に必要な書類

- ② 応募者は、地方公共団体を対象としたLED照明リース契約に関して実績を有すること。（グループ事業者の場合は、構成員の中で1者以上がこの要件を満たすこと。）
- ③ 応募者は、本提案募集に係る業務の内容を十分に把握し、業務全体を通じて進行管理を行い、円滑かつ迅速に遂行できる者であること。
- ④ 応募者は、各種対策によりCO2削減量を提案できる者であること。
- ⑤ 応募者は、機器のリース期間中、当該機器の故障や不具合が発生した場合における代替機器の調達が速やかにできる者であること。

### (3) 応募者の制限

応募者（グループ事業者の場合は、その構成員を含む。）は、以下の要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 対象業務の入札日（本件については公告日）前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- ③ この公告の日から契約締結までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者

## 4. 公募・事業者選定に係るスケジュール等

日程は、以下のとおりとする。

項 目	日 程
プロポーザル公募公告（市ホームページに掲載）	平成29年7月18日（火）から
質問の受付期限	平成29年7月28日（金）まで
質問への回答期限	平成29年8月4日（金）まで
参加申請書の提出期限	平成29年8月10日（木）まで
参加資格確認結果通知	平成29年8月18日（金）まで
企画提案書の提出期限	平成29年8月23日（水）まで
書類審査（プレゼンテーションは実施しない。）	平成29年8月29日（火）予定
最優秀提案者の決定通知	平成29年8月30日（水）予定
審査結果の公表	平成29年8月30日（水）予定

## 5. 実施要領等の配付及び事務局

実施要領等の配付は、以下の事務局及び館山市ホームページ上で行う。(実施要領、仕様書及び各種申請関係書類は、館山市ホームページからダウンロード可)

事務局

〒294-8601

千葉県館山市北条1145-1

館山市役所 総合政策部社会安全課生活安全係 担当：谷野（タニノ）、栗原

TEL 0470-22-3142（直通） FAX 0470-22-8901

電子メール：anzenka@city.tateyama.chiba.jp

館山市ホームページ (<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>)

「しごと・産業情報」⇒「入札・契約」⇒「プロポーザル」⇒「公募型プロポーザル（予定・結果）」のページからダウンロードすること。

## 6. 参加申請手続

本企画提案に参加を希望する者（グループ事業者の場合は、その構成員を含む。）は、(2)に掲げる提出書類（以下「参加申請書等」という。）を提出すること。

なお、(1)に記載する提出期限までに参加申請書等を提出しない者は、本企画提案に参加することはできない。

### (1) 参加申請書等の提出期限

平成29年7月18日（火）から平成29年8月10日（木）午後5時まで必着  
（提出の受付は、土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）  
郵送の場合も同様とする。

### (2) 提出書類

下記の書類を提出期限までに各1部を事務局に持参又は郵送により提出すること。

#### ① 公募型プロポーザル参加申請書【様式第1号】

#### ② グループ構成表【様式第1-1号】

グループ事業者の場合は、その構成員及び各構成員の役割分担を明確に示すこと。  
（単独企業の場合は、提出不要）

#### ③ 会社概要書【様式第2号】

様式の記載欄に従って、所定の事項を記載すること。なお、当該企業のパンフレット等による代用を可とするが、その場合は、各記載欄に「別添パンフレット〇〇ページのとおりとおり」と記載すること。

#### ④ 地方公共団体とのLED照明リース契約実績確認書【様式第3号】

地方公共団体とのLED照明に係るリース契約の実績について作成すること。

グループ事業者が参加する場合は、構成員の中で1人以上からの提出が必要となる。

### (3) 参加資格確認及び結果通知

本市は、提出された参加申請書等により参加資格の有無について確認し、その結果を提出者に対して、平成29年8月18日（金）までに電子メールにより通知する。

## 7. 質疑応答

本企画提案に関する質問については、以下のとおり行うこと。

### (1) 質問方法

企画提案書の作成や提出に当たり質疑等がある場合は、質問書【様式第4号】を使用して、事務局宛に電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外による質問は受け付けない。

メールの件名は、「【質問書】館山市防犯灯LED化業務（〇〇社より）」とし、企業名、所属、担当者名、連絡先等を明記すること。

なお、質問については、その対象となる文書名・ページ番号等を示し、質問内容を具体的に記載すること。

また、電子メール送信後、必ず電話により事務局に受信確認すること。

### (2) 質問の受付期限

平成29年7月28日（金）午後5時まで（必着）

（受信確認は、土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

### (3) 質問への回答期限及び回答方法

平成29年8月4日（金）までに、館山市ホームページ上にて公開するとともに、回答日において参加申請書等を提出している者全員に対して電子メールにより回答する。

なお、質問に対する回答は、本実施要領、仕様書及び各種申請関係書類についての追加又は修正とみなすものとする。

質問への回答に関しては、質問者名の公表はしないものとし、個別対応は行わないものとする。

質問内容が重複していると本市が判断したものについては、整理して回答する。

本企画提案の趣旨から離れている質問に対しての回答は行わない。

## 8. 企画提案書等の提出

参加申請書等をその提出期限までに提出し、参加資格確認の結果、参加資格が有るとされた者のうち、本企画提案に参加しようとする者（グループ事業者の場合は、その構成員を含む。）は、(3)に掲げる提出書類（以下「企画提案書等」という。）を提出することができる。

### (1) 企画提案書等の提出期限

平成29年8月23日（水）午後5時まで必着

（提出の受付は、土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵送の場合も同様とする。

### (2) 提出方法等

① 企画提案書等は、提出期限までに事務局に持参又は郵送（簡易書留、特定記録など配達記録がわかるものに限る。）により提出すること。

② 提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合は、本企画提案への参加の意思がないものとして辞退したものとみなす。（この場合には、辞退届【様式第11号】の提出を要しない。）

なお、この場合にあっても、その後、辞退したものとみなされた者には不利益は生じない。

### (3) 提出書類

以下の提出書類について、各ページの下中央部にページ（通し番号）を記載し、各書類名

を記したインデックスを付けて、A4縦長ファイルに綴じたものを7部（正本1部、副本6部）提出すること。

なお、書類は基本的にA4版とするが、必要に応じてA3版等の使用を可とする。

各種提案書については、全体で12ページ以内とし、簡潔な表現により分かりやすい内容として作成すること。

① 提案書提出届【様式第5号】

② 業務全般に関する概要（任意様式）

本業務における業務全体の概要（グループ事業者の場合は、役割分担の概要を含む。）及び業務スケジュールの実現性、経費削減効果及びCO<sub>2</sub>削減効果等について、A4版3ページ以内で記載すること。

③ 見積書【様式第6号】

リース機器の調達、納品、長期保証、その他本業務の実施に必要となる費用の積算内訳が確認できる見積内容を記載すること。

④ 使用機器提案書【様式第7号】

本業務で使用する機器について、その選定理由、生産能力及び供給体制、電力使用量・CO<sub>2</sub>排出量の削減効果、その他、当該機器の優位性（数値的根拠を含む。）等について記載すること。

⑤ 機器納品方法提案書【様式第8号】

本業務においては、納品する機器数が多数であり、また、納品先も多数となることなどから、その納品を円滑かつ確実にを行う方法等について具体的に記載すること。

⑥ 維持管理等提案書【様式第9号】

リース機器は、町内会等に貸与された後、当該機器の維持管理を町内会等がその負担により行うことになることから、その負担軽減に寄与する提案について記載すること。

⑦ その他提案書【様式第10号】

その他上記以外で本市に有益となる提案がある場合に記載すること。

(4) 参加を辞退する場合

応募者が参加を辞退する場合は、辞退届【様式第11号】を平成29年8月28日（月）午後5時までに事務局に郵送又は持参すること。

なお、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

9. 最優秀提案者の選定等

(1) 館山市防犯灯LED化業務プロポーザル審査委員会

最優秀提案者等の選定は、館山市防犯灯LED化業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

審査委員会は、別紙「館山市防犯灯LED化業務プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、企画提案書における提案内容及び見積金額を評価することにより、優秀提案者を選定し、そのうち、評価が最上位の者を最優秀提案者とする。

なお、企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

(3) 書類審査の実施

審査委員会は、平成29年8月29日（火）（予定）に館山市役所内会議室において、事前に提出された企画提案書等に基づき、書類審査を実施する。（プレゼンテーションは実施しない。）

#### （4）審査結果

審査結果については、平成29年8月30日（水）（予定）に応募者に対して電子メールにより通知するとともに、館山市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する電話、電子メール等による問い合わせ及び評価内容及び評価結果（評価点を除く。）に関する問い合わせには応じないものとする。

### 10. 契約締結

最優秀提案者として選定された者を契約予定者として、提出された提案書等に基づき本市との協議・調整を行い、その合意を経て、随意契約により契約を締結するものとする。（必要に応じて、協議により仕様書及び予定価格を見直すことを含む。）

なお、契約等に関する事務手続きは、本市の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

また、最優秀提案者との協議が不調となった場合は、評価が次点となった優秀提案者を順次繰り上げて最優秀提案者とみなすものとする。

グループ事業者の場合は、当該グループの代表者が指定する者を契約対象者とするものとする。

### 11. リース期間終了時の所有権の譲渡

リース期間終了後、受託者はリース機器の所有権を本市に無償譲渡することとし、本市が継続して使用（本市が貸与したリース機器を町内会等が使用する場合を含む。）することができるものとする。

### 12. 留意事項

#### （1）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさないこととなった場合
- ② 見積金額が契約上限額を超えている場合その他実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しないものがあつた場合
- ③ 提出書類に不備があつた場合（軽微なものを除く。）又は虚偽の記載があつた場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行った場合
- ⑤ その他本市が指示した事項に違反した場合

#### （2）応募・グループ構成員に関する制限

- ① 複数提案の禁止：1応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- ② 複数の応募者のグループ構成員になることの禁止：応募者のグループ構成員は、ほかの応募者のグループ構成員となることができない。
- ③ グループ構成員の変更禁止：応募者のグループ構成員の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情により、代表者以外のグループ構成員を変更する場合で、

本市がこれを認めたときはこの限りではない。

なお、この場合でも参加資格確認の時点で応募者としての資格要件を満たしていることを要する。

(3) 提出書類の修正・追加

- ① 参加申請書、企画提案書等の提出後の修正、追加、返却等は認めない。ただし、明らかな誤りや本市との協議に基づく修正等についてはこの限りではない。
- ② 本市は、必要と認める場合は、応募者に対して、書類の追加提出を求めることができる。

(4) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提出書類は原則として公開しない。ただし、本市が、このプロポーザルに関する報告・公表のために必要となる場合及び情報公開請求があった場合には、応募者の承諾を得ることなく提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 本市から提供した書類等の取扱い

本市が提供した書類等の資料は、この応募に係る業務以外の目的で使用してはならない。

(6) 費用負担

この応募に関する書類作成その他一切の費用については、すべて応募者の負担とする。

(7) 著作権・特許権等の取り扱い

日本国及び日本国以外の国の法令に基づいて保護される著作権、特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の権利の対象となっている意匠、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を提案の内容として使用した結果生じた責任は、全て応募者が負うものとする。

(8) 郵便・電子メール等の通信事故の発生により、このプロポーザルに係る手続き等に支障が生じたとしても、本市は一切責任を負わない。